

「ゆりのき」の学習環境



- 入室の決まり
入室あいさつ
手先の消毒
連絡帳提出

ゆりのき入口



- 学習のきまり
気持ちの段階確認
授業のあいさつ
本時のめあて確認

学習コーナーA



- 学習の形態
個別・小集団活動
40分授業を、
小分割で学習

学習コーナーB



- 運動機能活動
バランスボール
エクササイズ
各種ボール運動等

軽運動コーナー



- IT 機器の活用
PC/タブレット等の利
用で主体的活動

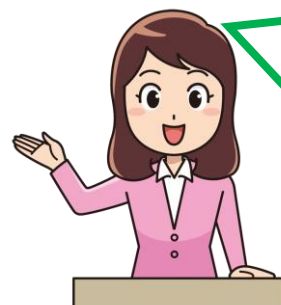
ICTコーナー

◎令和7年度の取り組みの重点

I. 児童支援の充実

II. 教育環境の整備

連携を基に適切な個別
指導の充実
専門性の向上



- どの子ども安心して学べる
ユニバーサルデザインの
充実と啓発
- 持続可能な社会を実現
するSDGsの取り組み
- 人権尊重教育の推進

- ① 児童一人ひとりの特性に応じた自立活動の充実
- ② 主体的に課題を解決しようとする態度の育成
- ③ 心理的な安定、達成感と自信を持たせる指導

<「ゆりのき」スタッフ>

指導教員 2 巡回相談心理士 1
教室専門員 1 スクールカウンセラー 2

<アクセス等>

目黒区立五本木小学校 / 特別支援教室拠点校ゆりのき

〒153-0053 最寄り駅 東横線「祐天寺」徒歩8分

住 所 目黒区五本木2丁目24番3号

電 話 03(3711)8494

学校HP <http://www.meguro.ed.jp/meghngeh/>

E-mail meghngeh.ts@meguro.ed.jp(ゆりのき)

令和7年度

目黒区立五本木小学校特別支援教室

「ゆりのき」ガイド

昭和47年(1972)開設



< ゆりのきの花言葉は「幸福」 >

○「ゆりのき」では、「個別指導」・「小集団
指導」を通して、一人ひとりの苦手感を克服

させ、**自信と笑顔をもてる子**に育てます。

<開設53周年>

現在の「ゆりのき」は、その前身である「ゆりのき
学級」の開設から、令和7年度で53周年を迎えま
した。これからも、開設以来の上記の目的を継承
し、個性・特性を尊重しながら、自立への基礎を培
ってまいります。



☆「ゆりのき」教育目標 ☆

- 児童一人ひとりの特性に応じて、状況の改善及び発達の促進を図り、学校や社会において自信をもって生活できる児童を育てる。



Q & A 「ゆりのき」へのご質問にお答えします

Q - 1 どのような子どもたちが対象ですか？

A・・・通常の学級に在籍し、**知的な遅れのない子どもで、**

- ① 人とのコミュニケーションが苦手な子
- ② 不注意、散漫、落ち着きがない子
- ③ こだわりが強く、パニックになりやすい子
- ④ 特定の学習だけ極端に不得意な子
- ⑤ 運動や体の動きが器用にできない子

などが対象となります。

Q - 2 どうしたら「ゆりのき」を利用できますか？

- A・・・①担任や学校の担当者と相談をします。
 ②学校の設置した校内委員会で検討する。
 ③ゆりのき指導教員、専門員、心理士が対象児童の行動観察を行います。
 ④保護者の承諾を得て、発達検査などを受けていただきます。
 ⑤学校の設置した校内委員会の検討の結果、該当児童であることが判断されたら、教育委員会に申請書を出します。



<ゆりのきの葉>

- ⑥目黒区教育委員会の「特別支援教室入室等判定委員会」が、観察資料等の検討をふまえ判定し、承認・不承認を連絡いたします。
 ⑦承認されましたら、特別支援教室での指導が開始されます。

Q - 3 「ゆりのき」では、どんな指導をするのですか？

A・・・学習内容は「**自立活動**」と呼ばれ、個別指導計画により、担当教員が指導いたします。



<指導形態による指導内容概略>

● 個別指導時の例

- ・コミュニケーション学習
- ・ソーシャルスキルトレーニング (SST)
- ・認知学習 ・微細、粗大運動
- ・体幹トレーニング
- ・読む、書く、話す、数量関係学習等

● 小集団指導時の例

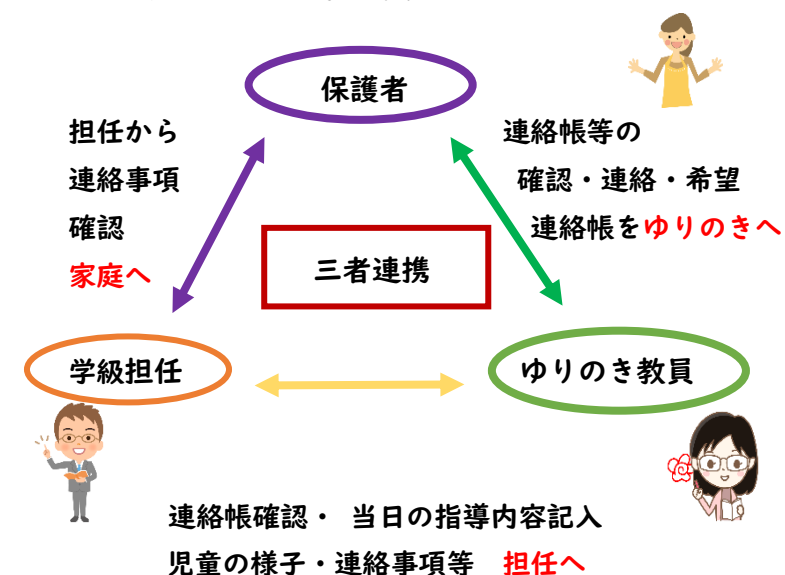
- ・集団適応能力の伸長学習
- ・対人関係を育む学習
- ・状況に応じた言葉遣いや行動を学ぶ学習

● 専門講師による特別研修(指導教員への専門的指導)

- ・言語聴覚士による個別言語指導の助言
- ・作業療法士による個別作業指導の助言
- * 専門講師からは、保護者学習会での講演・指導助言をいただけることもあります。

Q - 4 保護者、指導担当、担任との連携はどうなりますか？

A・・・下記のような連携関係をつくります。



Q - 5 保護者と学校がかかわる機会がありますか？

A・・・定期的に個人面談が予定されています。
 また、授業参観は期間を設けず、常時参観可能としています。
 その他、保護者学習会としての講演会が予定され、発達に関する情報提供や保護者同士の親睦、情報交換の場として設定されています。

Q - 6 支援教室の終了・延長は、どんな手順になりますか？

- A・・・①学級担任・コーディネーターによる行動観察。
 ②校内委員会を開催し、終了・延長について検討します。
 ③学級担任・教室担当教員、保護者、児童との面談等から評価・意思確認等を行います。
 ④教育支援課へ通級延長申請、終了届を出します。
 ⑤判定による承認・不承認を連絡いたします。

***原則として1年間の通級指導、最大1年の延長期間となります。**